（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）

［附表］　（略）

別紙様式第８号(2)（第205条第５項第２号）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

第１・第２　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１　事業概況書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

１　（略）

２　子会社の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　子会社は法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第２項に規定する子会社を、子法人等は第206条第１号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第２号に規定する関連法人等をいう。

２　子会社等に該当するものは、全て記載すること。

第２　連結財務諸表

１～６　（略）

７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

（中略）

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）

［附表］　（略）

別紙様式第７号(2)（第205条第５項第２号）

連結業務報告書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

第１・第２　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１　事業概況書

第　　年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書

１　（略）

２　子会社の状況

（中略）

（記載上の注意）

１　子会社は法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第２項に規定する子会社を、子法人等は第206条第１号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第２号に規定する関連法人等をいう。

２　子会社等に該当するものは、全て記載すること。

第２　連結財務諸表

１～６　（略）

７　連結自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

（中略）

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の６第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第２号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　（略）